

指定管理者指定申請に係る質問回答書

No.	質問項目	質問の内容	質問回答
1	計画処理量	施設の性能は、平成29年4月に公告された、真岡市リサイクルセンター設計・建設工事においては年間1,032t/年(4.6t/日)でシステムが構築されており、基本的には1,032t/年(4.6t/日)を超える量を処理することは困難であると考えます。 その為、今回の仕様で定めている1,679t/年に計画処理量を変更された場合、すべての責任を追うことができない懸念が生じます。運営開始前に処理量や増量分の処理方法などをご協議することは可能でしょうか。 また、設定根拠をご教示ください。	計画処理量は4.6t/日×365日=1,679t/年として設定しています。 搬入物は、機械設備による破碎等の処理を行い堆肥化している物と、堆肥化まで行わずに、チップ化のみ行っている物、また、機械処理を経ず堆肥化している物があります。そのため、すべてを堆肥化するわけではありません。 堆肥化する処理量やチップ化する処理量について、処理方法を協議することは可能と考えております。
2	募集要項 P2 5.申請に必要な書類 (2)事業計画書	剪定枝等を由来とした堆肥に加え、肥料の販路拡大のため、処理対象物以外の有機性廃棄物(生ごみ、下水汚泥等)を混合処理し、サービス向上を図る提案を行うことは可能でしょうか。	剪定枝・落ち葉・草の堆肥化に関する提案としてください。
3	募集要項 P2 5.申請に必要な書類 (2)事業計画書	堆肥及びチップの有効活用について 農地への施肥以外の利用用途による活用・研究への利用は評価の対象となりますでしょうか。	活用・研究により有用なフィードバックが期待できる場合、有効活用として評価いたします。
4	仕様書 P5 第2章基本的な業務条件 第1節 処理対象物の量及び性状	処理対象物(剪定枝・落ち葉・草等)の搬入割合についてご教示ください。	令和4年度の実績で、剪定枝46.71%、落ち葉・草53.29%となっております。
5	仕様書 P5 5.処理対象物の搬入方法	収集運搬委託業者による搬入について、搬入物は袋に入れられているものもあれば記載されております。 参考までに委託業者による搬入物の量(〇t/月等)ご教授願います。 また、袋に入った状態での搬入物は概ね月の搬入量の何割程度でしょうか。ご教授願います。	収集委託業者による搬入量は令和4年度実績で527.15t/年(月平均43.92t)です。 収集委託業者による収集物のうち落ち葉・草が袋に入った状態で搬入されることとなりますが、袋に入ったものみの搬入量については把握しておりません。
6	仕様書 P5 第2節 堆肥化施設の基本条件 1.処理方式 仕様書 P8 第4節 堆肥の品質条件	処理方式について、「処理対象の有機物を好気性の条件下で堆積し、好気性微生物の働きにより分解し堆肥化する方式」とあります。また、堆肥の品質条件について、「※たい肥中に感染症を引き起こす細菌及び耐性菌が死滅していること。」とあります。 本施設はYM菌にて90℃前後での高温発酵を基本とした発酵処理システムであると考えます。一般的な好気性発酵では温度があがらず、処理量の低下につながる懸念が生じますので、弊社では本提案においてYM菌を利用した発酵管理などを想定しておりますが、お認めいただけますと考えて宜いでしょうか。	一般的には発酵槽内混合物の温度を65℃以上、48時間以上保持することで、ほとんどの病原性生物や雑草の種子は死滅または不活性化するといわれています。高温発酵によりたい肥中の感染症を引き起こす細菌及び耐性菌が死滅させることが可能であれば、提案は可能です。 YM菌を「腐熟を促進する材料」として使用することは可能です。ただし、栃木県への「特殊肥料生産業者届出事項変更届出書」の届出が必要となる可能性があります。
7	仕様書 P8 第4節 堆肥の品質条件	水分が55-65%と高い条件となっており、製品出荷においてカビ等が発生するリスクがあります。施肥作物の病気等リスクを抑えるため、要求水準値数値以下での出荷は可能でしょうか。	水分量が低下することで、堆肥が粉塵として場外へ飛散しないための参考値として設定しています。原則として要求水準値で生産することとしますが、飛散防止対策を行うことで水分量を調整することは可能とします。
8	仕様書 P14 金利及び物価の変動による経費増加の負担	昨今の社会情勢において、物価高騰が著しい状況となりますが、今後さらに変動があった場合に、ご協議することは可能でしょうか。	金利、物価の著しい変動については、通常想定しえない特殊事情によるものについて考慮するものとし、必要に応じて協議させていただきます。
9	募集要項・仕様書 作業人員	募集要項及び仕様書の中では、作業人員の指定はございませんが、人員数の指定などはありますでしょうか。	所長(廃棄物処理施設技術管理者)1名、作業員2名、事務員1名の配置を想定しております。
10	仕様書 プラント設備修繕等基準 耐用年数	施設の処理能力1,032t/年に対して、今回は1,679t/年の計画処理量とあります。施設処理能力を超えた計画処理量となっており、耐用年数の考え方も変わります。 仮に、施設の処理能力以上を受け入れた場合、当初見込んでいない機器等の修繕費(60万未満)や短期間での修繕が発生する懸念がありますが、その費用の追加については、ご協議可能でしょうか。	耐用年数とは、各機器メーカーもしくは国税庁の発行する耐用年数表によるものため、処理量に応じて変更するものでないと考えます。原則として協議は考えておりません。